

## 大井町ごみ集積施設設置基準

この基準は、「大井町開発指導要綱」第31条の規定に基づき、ごみ収集作業の安全性、効率性の確保及びごみ減量等の推進を図るとともに、町民の良好な生活環境保全に寄与することを目的に、開発行為等におけるごみ集積施設の設置等について必要な事項を定める。

### 1 定義

- (1) ごみ集積施設とは、一般廃棄物（燃やすごみ、古紙・布、ペットボトル、容器包装プラ、ビン、カン）の持ち出し及び収集を行うための施設のことをいう。
- (2) ごみ集積施設は一般廃棄物（燃やすごみ、古紙・布、ペットボトル、容器包装プラ、ビン、カン）のすべてに対応可能なものとする。
- (3) 本基準が対象とする事業主とは、「大井町開発指導要綱」第2条に規定する開発行為等を行う者をいう。

### 2 事業主の責務

事業主は本基準の趣旨を理解し、ごみ集積施設設置にあたってはこれを遵守しなければならない。

### 3 設置基準

- (1) 事業主は、次のいずれかに該当する場合は、開発行為等区域内にごみ集積施設専用の用地を確保し、ごみ集積施設を設置しなければならない。
  - ア 中高層建築物の建築（戸建てを除く。）
  - イ 共同住宅等（共同住宅、長屋又はワンルーム形式集合建築物であり、かつ、10戸以上を有するもの）の建築
  - ウ 開発行為等で戸数が10戸以上
- (2) 設置必要面積（面積は有効面積とする。）
  - ・計画戸数10戸 4㎡以上
  - ・計画戸数11戸以上については、4㎡に10戸を超えた戸数当たり0.4㎡を加算する。
- (3) (1)の適用を受けない開発行為等について
  - ア 開発戸数が2戸以上9戸以下の場合は、当該開発区域内の計画排出量を収容し得る能力を持つ既存のごみ集積施設を利用することができる。

ただし、事業主は当該既存のごみ集積施設を管理する地域の自治会長に対し

て説明・協議を十分に行い、その承諾を受けなければならない。

イ 事業主は前（３）アに規定する説明・協議の結果、既存のごみ集積施設を利用することが出来ない場合又は近隣にごみ集積施設が存在しない場合には、開発行為等区域内にごみ集積施設専用の用地を確保し、ごみ集積施設を設置しなければならない。

ウ 開発行為が２戸以上５戸以下の場合の設置必要面積（有効）は、最低２㎡とし、６戸以上については、２㎡に５戸を超えた戸数当たり０．４㎡を加算する。

#### （４）設置箇所数

ごみ集積施設は開発行為等の目的及び地域の特性を勘案して、下表を標準として設置しなければならない。

	ごみ集積施設
一戸建て住宅 長屋建て住宅	１０戸以内に１箇所
共同住宅	１棟（１０戸）に１箇所
その他	別途協議

#### （５）設置場所

ア 開発区域内で公道（移管予定の道路も含む。）に面した場所であること。

- ・道路交通法の規定に従い、交差点の側端、道路の曲がり角、横断歩道の側端から５ｍ以内の場所は避けること。
- ・面する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- ・袋小路（回転場所がある場合を除く。）及び収集車がＵターンすることができない場所は避けること。

イ 公道に面した場所に設置できない場合は、開発区域内で収集作業を行うことができ、収集車が容易にＵターン又は通り抜けることのできる位置に設置すること。

- ・収集車が建物の中を通り抜けなければならない場合は、その部分の天井の高さを３ｍ以上確保すること。

ウ 収集車が容易に横付けし、安全に収集できる場所であっても、次のような場所は避けること。

- ・道路とごみ集積施設に著しい段差がある場所
- ・勾配がきつい場所
- ・ガードレール、植栽、電柱等の収集作業の障害となる物がある場所

#### （６）構造

ア 形状

- ・開口面の長さより奥行きの方が短い方形とすること。

ただし、開口面の長さは最低2 m（有効）以上確保すること。

また、奥行きは最低1 m（有効）以上確保すること。

イ 開口部

- ・原則として、公道に面する側に開口部を設け、2 m（有効）以上確保するよう努めなければならない。
- ・扉をつける場合は、原則として観音開き扉は認めない。

ウ 囲い等

- ・開口部以外の3面については、高さ1 m以上のブロック又はコンクリート造りの塀を設置すること。

エ 床

- ・廃棄物等が土中に浸透しない構造とすること。

オ その他

- ・事業主はカラスよけネット及びネット設置用フックを設置すること。
- ・ごみ集積施設に屋根を付ける場合、高さは最低2 m以上確保すること。
- ・立看板等を公共施設等に設置しないこと。

(7) 協議・提出書類

事業主は、ごみ集積施設の設置にあたっては、事前に生活環境課とその設置場所、構造等について協議を行い、ごみ集積施設の完成後はその検査を受けなければならない。

協議の際に必要な書類は、付近見取り図・配置図・詳細図（平面図・立面図）とする。

(8) 留意事項

事業主は、ごみ集積施設設置場所の近隣住民（特にごみ集積施設の両隣及び開口部前方三軒を含む。）に対して、ごみ集積施設の設置に関する説明・協議を十分に行ってから設置しなければならない。

(9) 維持管理

ア 事業主は、ごみ集積施設の維持管理について次の事項を住宅又は宅地購入者に周知しなければならない。

- ・ごみ集積施設を町に移管する場合においてもこれを利用する者が維持管理するとともに、清潔の保持に努めごみ出しのルールを遵守しなければならない。
- ・集合住宅等にあつては、その所有者又は管理者がこれを維持管理し入居者に対してごみ出しのルールを遵守するよう指導しなければならない。
- ・ごみ集積施設の利用及びその管理に係る近隣住民とのトラブルは、その利用

者が共同して責任を持って解決しなければならない。

イ 事業主が自ら使用する建築物又は管理する共同住宅等のごみ集積施設については、原則として本町に移管しないものとする。

ウ ごみ集積施設を本町に移管する場合は、「大井町開発指導要綱」第9条の規定を適用する。

(10) 最初の開発等区域に隣接して同一事業主（事業を引き継いだ者を含む。）又は同一土地所有者により開発行為等を行う場合は、その開発行為等の完了から2年未満の場合は、同一事業とみなし3（1）から（9）までの規定を適用する。

#### 4 ごみ集積施設の移設

事業主は、その開発行為等により、既存のごみ集積施設を移設する必要がある場合は、3の規定に従って移設させるものとする。

#### 5 ごみ収集開始の申し出

事業主は、生活環境課による検査終了後、ごみ収集場所（新設・変更）申請書を収集開始希望日の10日前までに、該当する地域自治会長より生活環境課へ提出しなければならない。

#### 6 事業所におけるごみ集積施設の設置について

(1) 事業者は、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、自ら廃棄物を適正に処理しなければならない。

(2) 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、町の施策に協力しなければならない。

(3) ごみ集積施設の設置必要面積は、事業所ごみを十分に収納・保管することが出来るものとし、次の基準に従って設置しなければならない。

延床面積		設置必要面積（有効）
	500㎡未満	2㎡以上
500㎡以上	1,000㎡未満	3㎡以上
1,000㎡以上	1,500㎡未満	4㎡以上
1,500㎡以上		5㎡以上

※1,500㎡を超える場合は、別途協議すること。

附 則

(実施期日)

- 1 この基準は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この基準の実施以前に「大井町開発指導要綱」に基づいて既に設置されたごみ集積施設については、この基準に基づいて設置されたものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この基準は、令和3年10月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この基準の実施以前に「大井町開発指導要綱」に基づいて既に設置されたごみ集積施設については、この基準に基づいて設置されたものとみなす。